

半 期 報 告 書

(第138期中)

株 式 会 社 滋 賀 銀 行

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
3 【経営上の重要な契約等】	11
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【中間連結財務諸表】	16
2 【その他】	54
3 【中間財務諸表】	55
4 【その他】	67
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	68

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月20日

【中間会計期間】 第138期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 真也

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(521)9530 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 平 沼 成 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 北 村 仁

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行大阪支店
(大阪市北区曾根崎新地1丁目1番49号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度 中間連結 会計期間	2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2022年度	2023年度
		(自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	61,197	58,793	60,493	115,289	122,630
うち連結信託報酬	百万円	0	—	0	0	0
連結経常利益	百万円	16,252	18,074	11,625	20,041	23,967
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	11,933	12,518	8,748	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	14,858	15,940
連結中間包括利益	百万円	△33,424	19,359	△15,090	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	△15,071	55,925
連結純資産額	百万円	425,785	458,701	473,934	441,222	490,887
連結総資産額	百万円	6,867,523	7,730,207	7,569,806	7,305,698	7,970,551
1株当たり純資産額	円	8,895.67	9,660.13	10,097.91	9,293.39	10,459.88
1株当たり中間純利益	円	248.20	263.64	186.41	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	310.57	336.31
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	248.08	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円	—	—	—	310.49	—
自己資本比率	%	6.19	5.93	6.26	6.03	6.15
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△827,444	308,162	△349,443	△483,433	453,292
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△23,322	△117,659	△22,072	△57,989	△288,586
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,038	△1,901	△1,883	△7,954	△6,280
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	894,871	1,389,900	986,325	1,201,299	1,359,724
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,281 〔1,069〕	2,231 〔1,013〕	2,224 〔986〕	2,198 〔1,056〕	2,154 〔1,002〕
信託財産額	百万円	198	187	179	187	184

(注) 1 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 2023年度中間連結会計期間、2024年度中間連結会計期間、2023年度における「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」は、潜在株式がないため記載しておりません。

- 3 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。
- 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第136期中	第137期中	第138期中	第136期	第137期
決算年月		2022年9月	2023年9月	2024年9月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	55,469	52,918	54,189	103,401	110,306
うち信託報酬	百万円	0	—	0	0	0
経常利益	百万円	15,738	17,633	11,695	18,841	23,130
中間純利益	百万円	11,776	12,410	8,968	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	14,411	15,746
資本金	百万円	33,076	33,076	33,076	33,076	33,076
発行済株式総数	千株	53,090	53,090	53,090	53,090	53,090
純資産額	百万円	407,488	438,240	452,177	420,344	468,297
総資産額	百万円	6,848,395	7,708,448	7,545,615	7,281,966	7,944,199
預金残高	百万円	5,612,145	5,714,498	5,783,874	5,718,288	5,808,311
貸出金残高	百万円	4,250,761	4,427,749	4,504,052	4,360,257	4,495,122
有価証券残高	百万円	1,491,539	1,641,913	1,850,072	1,518,879	1,860,529
1株当たり配当額	円	40.00	50.00	45.00	80.00	90.00
自己資本比率	%	5.95	5.68	5.99	5.77	5.89
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,982 〔834〕	1,945 〔783〕	1,928 〔768〕	1,915 〔820〕	1,875 〔774〕
信託財産額	百万円	198	187	179	187	184
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高 (信託勘定電子記録移転 有価証券表示権利等残高 を除く。)	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定電子記録移転 有価証券表示権利等残高	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

3 第137期中(2023年9月)並びに第137期の1株当たり配当額のうち10円は、創立90周年記念配当であります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、以下のとおりであります。

2024年4月1日付で当行の100%出資により、株式会社しがぎんエナジーを新規設立し、当行の連結子会社としております。

この結果、2024年9月30日現在では、当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社8社、非連結子会社(持分法非適用)1社で構成されております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているものとして前事業年度の有価証券報告書に記載した主要なリスクを含む「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当行グループは、創立90周年に際し、100周年、その先の未来に向けて、役職員が心を一つに歩み続けるために、2024年4月1日に「『三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）』で地域を幸せにする」とのパーパス（存在意義）を制定するとともに、理念等を体系的に整理いたしました。

パーパス（存在意義）のもと、伝統ある近江商人の商人道徳である「三方よし」の精神を継承した行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」を活動の原点とし、経営理念に掲げた「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」の実現に努めることを通じて、企業価値の向上に取り組んでおります。

こうした取組の結果、当中間連結会計期間の財政状態・経営成績は、次のとおりとなりました。

総資産残高は、7,569,806百万円で前連結会計年度末に比べ400,744百万円の減少となりました。

資産項目の主要な勘定残高は、有価証券が1,846,779百万円（前連結会計年度末比10,651百万円の減少）、貸出金が4,475,806百万円（同363百万円の増加）であります。

一方、負債の部の合計は、7,095,872百万円で前連結会計年度末に比べ383,790百万円の減少となりました。

負債項目の主要な勘定残高は、預金が5,778,087百万円（前連結会計年度末比24,945百万円の減少）、譲渡性預金が23,448百万円（同1,912百万円の減少）、コールマネー及び売渡手形が102,337百万円（同243,755百万円の減少）、債券貸借取引受入担保金が233,275百万円（同8,054百万円の減少）、借入金が802,728百万円（同79,900百万円の減少）等であります。

純資産の部の合計は、473,934百万円で前連結会計年度末比16,953百万円の減少となりました。これは、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末比17,406百万円減少したことが主因であります。

	前連結会計年度末 (百万円) (A)	当中間連結会計期間末 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
資産(総資産)	7,970,551	7,569,806	△400,744
うち有価証券	1,857,431	1,846,779	△10,651
うち貸出金	4,475,442	4,475,806	363
負債	7,479,663	7,095,872	△383,790
うち預金	5,803,032	5,778,087	△24,945
うち譲渡性預金	25,360	23,448	△1,912
うちコールマネー及び売渡手形	346,092	102,337	△243,755
うち債券貸借取引受入担保金	241,330	233,275	△8,054
うち借入金	882,628	802,728	△79,900
純資産	490,887	473,934	△16,953
うち利益剰余金	269,792	276,668	6,875
うちその他有価証券評価差額金	131,867	114,460	△17,406
うち繰延ヘッジ損益	30,145	24,331	△5,814

当中間連結会計期間の経営成績は、次のとおりであります。

経常収益は、60,493百万円で前年同期比1,699百万円の増収となりました。これは、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加等による資金運用収益の増加（前年同期比6,800百万円の増加）を主因としております。

一方、経常費用は、48,867百万円で前年同期比8,148百万円の増加となりました。これは、貸倒引当金繰入額の増加等によるその他経常費用の増加（前年同期比2,317百万円の増加）、預金利息の増加等による資金調達費用の増加（同2,266百万円の増加）を主因としております。

その結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比6,448百万円減益の11,625百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同3,769百万円減益の8,748百万円となりました。

なお、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

	前中間連結会計期間 (百万円)(A)	当中間連結会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
経常収益	58,793	60,493	1,699
資金運用収益	35,021	41,822	6,800
うち貸出金利息	21,996	23,542	1,545
うち有価証券利息配当金	11,467	15,169	3,701
信託報酬	—	0	0
役務取引等収益	9,846	9,836	△9
(内訳) 預金・貸出業務	2,900	2,932	31
為替業務	1,479	1,598	118
信託関連業務	69	83	13
証券関連業務	72	40	△32
代理業務	152	159	6
保護預り・ 貸金庫業務	60	57	△3
保証業務	490	439	△50
カード業務	1,626	1,698	71
投資信託・ 保険販売業務	2,155	2,103	△52
その他	838	724	△114
その他業務収益	6,900	5,755	△1,145
うち国債等債券売却益	1,103	218	△885
うち金融派生商品収益	759	—	△759
その他経常収益	7,024	3,079	△3,945
うち貸倒引当金戻入益	—	—	—
うち株式等売却益	6,486	2,784	△3,702

	前中間連結会計期間 (百万円)(A)	当中間連結会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
経常費用	40,719	48,867	8,148
資金調達費用	8,855	11,121	2,266
うち預金利息	961	1,873	912
うちコールマネー及び 売渡手形利息	1,989	2,885	895
うち債券貸借取引支払利息	2,214	3,309	1,094
うち借入金利息	3,652	3,034	△617
役務取引等費用	2,650	2,859	209
その他業務費用	6,906	8,268	1,362
営業経費	20,295	22,287	1,992
その他経常費用	2,011	4,329	2,317
うち貸倒引当金繰入額	708	1,721	1,012
経常利益	18,074	11,625	△6,448
親会社株主に帰属する 中間純利益	12,518	8,748	△3,769

(業種別貸出状況(未残・構成比))

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	4,374,385	100.00	4,442,795	100.00
製造業	570,619	13.04	560,640	12.62
農業、林業	8,315	0.19	7,344	0.17
漁業	497	0.01	622	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	5,588	0.13	5,687	0.13
建設業	133,451	3.05	128,478	2.89
電気・ガス・熱供給・水道業	148,272	3.39	158,058	3.56
情報通信業	15,367	0.35	14,731	0.33
運輸業、郵便業	173,425	3.97	181,196	4.08
卸売業、小売業	451,329	10.32	427,015	9.61
金融業、保険業	165,258	3.78	165,912	3.73
不動産業、物品賃貸業	752,127	17.19	782,626	17.62
その他のサービス業	291,960	6.67	285,596	6.43
地方公共団体	491,241	11.23	466,699	10.50
その他	1,166,931	26.68	1,258,185	28.32
海外及び特別国際金融取引勘定分	35,237	100.00	33,010	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	8,824	25.04	9,363	28.37
その他	26,412	74.96	23,647	71.63
合計	4,409,623	—	4,475,806	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成31年金融庁告示第11号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	15.45
2. 連結Tier 1比率(5/7)	15.44
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	15.44
4. 連結における総自己資本の額	4,469
5. 連結におけるTier 1資本の額	4,467
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	4,467
7. リスク・アセットの額	28,920
8. 連結総所要自己資本額	2,313

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2024年9月30日
連結レバレッジ比率	6.69

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	15.21
2. 単体Tier 1比率(5/7)	15.21
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	15.21
4. 単体における総自己資本の額	4,332
5. 単体におけるTier 1資本の額	4,332
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	4,332
7. リスク・アセットの額	28,483
8. 単体総所要自己資本額	2,278

単体レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2024年9月30日
単体レバレッジ比率	6.51

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額(単体)

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,343	2,468
危険債権	47,857	51,461
要管理債権	29,066	29,278
正常債権	4,389,505	4,459,156

(2) キャッシュ・フローの状況

当行グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、コールマネー・借入金・預金の減少等により、349,443百万円の支出(以下「キャッシュ・アウト」という。)となりました。前年同期との比較でも、主としてコールマネー・借入金が増加から当中間連結会計期間は減少に転じたことから、657,605百万円のキャッシュ・アウトの増加となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却および償還による収入を上回り、22,072百万円のキャッシュ・アウトとなりました。前年同期との比較では、有価証券の取得による支出の減少や有価証券の売却による収入の増加等により、95,586百万円のキャッシュ・アウトの減少となりました。

さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは、主として配当金の支払いにより1,883百万円のキャッシュ・アウトとなりました。前年同期との比較でも、配当金の支払いの減少により、17百万円のキャッシュ・アウトの減少となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ373,399百万円減少し、当中間連結会計期間末残高は986,325百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について第137期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）有価証券報告書から重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての重要な変更、又は、新たに定めた経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についての重要な変更、又は、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,090,081	53,090,081	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株であります。
計	53,090,081	53,090,081	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	53,090	—	33,076	—	23,942

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	4,163	8.87
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,832	3.90
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	1,610	3.43
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,599	3.40
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,180	2.51
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町1番38号	1,109	2.36
京都中央信用金庫	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷 鉾町91	1,000	2.13
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号	802	1.70
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー)	712	1.51
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	31, Z. A. BOURMICH, L-8070, BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	700	1.49
計	—————	14,711	31.34

(注) 1 当行は自己株式6,156千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は11.59%)を所有しておりますが、上記大株主の状況には記載していません。

2 2024年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(Wellington Management Company LLP)及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(Wellington Management International Ltd)が2024年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2024年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	アメリカ合衆国 02210 マサチューセッツ州ボストン、コンGRESS・ストリート280	1,744	3.29
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド (Wellington Management International Ltd)	英国 SW1E 5JL、ロンドン、ビクトリア・ストリート80、カーディナル・プレイス	838	1.58
合計		2,582	4.86

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,156,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,709,500	467,095	—
単元未満株式	普通株式 224,381	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	53,090,081	—	—
総株主の議決権	—	467,095	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式37株が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	6,156,200	—	6,156,200	11.59
計	—	6,156,200	—	6,156,200	11.59

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次の通りであります。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役	常務執行役員 監査部長	田中 伸幸	2024年6月26日
常勤監査役	上席理事 総合企画部 サステナブル戦略室長	肥田 明久	2024年6月26日

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,360,066	986,795
コールローン及び買入手形	5,753	4,281
買入金銭債権	1,968	1,427
商品有価証券	459	155
金銭の信託	30,376	30,942
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※9 1,857,431	※1, ※2, ※3, ※5, ※9 1,846,779
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6 4,475,442	※3, ※4, ※5, ※6 4,475,806
外国為替	※3, ※4, ※5 6,193	※3, ※4, ※5 6,322
その他資産	※3, ※5 161,400	※3, ※5 142,776
有形固定資産	※7, ※8 47,638	※7, ※8 52,668
無形固定資産	1,342	1,268
退職給付に係る資産	25,228	26,549
繰延税金資産	591	581
支払承諾見返	※3 29,340	※3 27,443
貸倒引当金	△32,683	△33,993
資産の部合計	7,970,551	7,569,806
負債の部		
預金	※5 5,803,032	※5 5,778,087
譲渡性預金	25,360	23,448
コールマネー及び売渡手形	346,092	102,337
債券貸借取引受入担保金	※5 241,330	※5 233,275
借入金	※5 882,628	※5 802,728
外国為替	92	266
信託勘定借	※10 184	※10 179
その他負債	88,812	76,295
退職給付に係る負債	168	171
役員退職慰労引当金	4	3
利息返還損失引当金	5	5
偶発損失引当金	196	242
繰延税金負債	56,949	45,926
再評価に係る繰延税金負債	※7 5,463	※7 5,460
支払承諾	29,340	27,443
負債の部合計	7,479,663	7,095,872
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	24,541	24,548
利益剰余金	269,792	276,668
自己株式	△16,476	△16,469
株主資本合計	310,934	317,824
その他有価証券評価差額金	131,867	114,460
繰延ヘッジ損益	30,145	24,331
土地再評価差額金	※7 8,240	※7 8,236
退職給付に係る調整累計額	9,700	9,081
その他の包括利益累計額合計	179,953	156,109
純資産の部合計	490,887	473,934
負債及び純資産の部合計	7,970,551	7,569,806

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	58,793	60,493
資金運用収益	35,021	41,822
(うち貸出金利息)	21,996	23,542
(うち有価証券利息配当金)	11,467	15,169
信託報酬	-	0
役務取引等収益	9,846	9,836
その他業務収益	6,900	5,755
その他経常収益	※1 7,024	※1 3,079
経常費用	40,719	48,867
資金調達費用	8,855	11,121
(うち預金利息)	961	1,873
役務取引等費用	2,650	2,859
その他業務費用	6,906	8,268
営業経費	※2 20,295	※2 22,287
その他経常費用	※3 2,011	※3 4,329
経常利益	18,074	11,625
特別損失	74	130
固定資産処分損	50	109
減損損失	※4 24	※4 20
税金等調整前中間純利益	17,999	11,495
法人税、住民税及び事業税	5,089	3,520
法人税等調整額	392	△773
法人税等合計	5,481	2,747
中間純利益	12,518	8,748
親会社株主に帰属する中間純利益	12,518	8,748

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	12,518	8,748
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△14,768	△17,406
繰延ヘッジ損益	22,262	△5,814
退職給付に係る調整額	△652	△618
その他の包括利益合計	6,841	△23,839
中間包括利益	19,359	△15,090
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	19,359	△15,090

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,540	258,053	△14,488	301,181
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,899		△1,899
親会社株主に帰属する中間純利益			12,518		12,518
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		19	20
土地再評価差額金の取崩			41		41
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	0	10,660	17	10,678
当中間期末残高	33,076	24,541	268,713	△14,470	311,860

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	107,785	15,599	8,312	8,343	140,040	441,222
当中間期変動額						
剰余金の配当						△1,899
親会社株主に帰属する中間純利益						12,518
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						20
土地再評価差額金の取崩						41
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△14,768	22,262	△41	△652	6,800	6,800
当中間期変動額合計	△14,768	22,262	△41	△652	6,800	17,479
当中間期末残高	93,016	37,861	8,270	7,690	146,840	458,701

当中間連結会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,541	269,792	△16,476	310,934
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,877		△1,877
親会社株主に帰属する中間純利益			8,748		8,748
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		7		13	20
土地再評価差額金の取崩			4		4
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	7	6,875	7	6,889
当中間期末残高	33,076	24,548	276,668	△16,469	317,824

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	131,867	30,145	8,240	9,700	179,953	490,887
当中間期変動額						
剰余金の配当						△1,877
親会社株主に帰属する中間純利益						8,748
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						20
土地再評価差額金の取崩						4
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△17,406	△5,814	△4	△618	△23,843	△23,843
当中間期変動額合計	△17,406	△5,814	△4	△618	△23,843	△16,953
当中間期末残高	114,460	24,331	8,236	9,081	156,109	473,934

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	17,999	11,495
減価償却費	909	967
減損損失	24	20
貸倒引当金の増減 (△)	△220	1,309
偶発損失引当金の増減 (△)	24	45
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△842	△1,320
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	7	3
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	0	△0
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△1	-
資金運用収益	△35,021	△41,822
資金調達費用	8,855	11,121
有価証券関係損益 (△)	△5,721	△11
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△225	239
為替差損益 (△は益)	△3	1
固定資産処分損益 (△は益)	50	109
貸出金の純増 (△) 減	△65,982	△363
預金の純増減 (△)	△6,021	△24,945
譲渡性預金の純増減 (△)	△6,640	△1,912
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	195,567	△79,900
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	275	△128
コールローン等の純増 (△) 減	△4,606	2,013
コールマネー等の純増減 (△)	153,093	△243,755
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	39,216	△8,054
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△339	△129
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△247	174
信託勘定借の純増減 (△)	△0	△5
資金運用による収入	33,923	43,131
資金調達による支出	△8,673	△12,394
その他	△5,862	2,473
小計	309,538	△341,634
法人税等の支払額	△1,375	△7,808
営業活動によるキャッシュ・フロー	308,162	△349,443

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△255,333	△175,553
有価証券の売却による収入	103,970	131,079
有価証券の償還による収入	40,891	29,143
金銭の信託の増加による支出	△5,612	△716
有形固定資産の取得による支出	△567	△6,136
有形固定資産の売却による収入	441	130
無形固定資産の取得による支出	△1,449	△19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△117,659	△22,072
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△2	△6
配当金の支払額	△1,899	△1,877
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,901	△1,883
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	188,601	△373,399
現金及び現金同等物の期首残高	1,201,299	1,359,724
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,389,900	※1 986,325

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 8社

主要な会社名

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース・キャピタル株式会社

(2024年10月1日付 しがぎんリース株式会社に社名変更)

滋賀保証サービス株式会社

(連結の範囲の変更)

2024年4月1日新規設立により、株式会社しがぎんエナジーを当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 1社

会社等の名称

しがぎん本業支援ファンド2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社等の名称

しがぎん本業支援ファンド2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 8社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、①と同じ方法により行っております。
- ③ 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記①と同じ方法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
- 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。
- ① 与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
- ② ①以外の債務者の債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。
上記以外の債務者のうち、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）に係る債権については、今後1年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者の債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

※ 将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。このうち、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部署が自己査定結果及び償却・引当の適切性について検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,123百万円（前連結会計年度末は8,362百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
出資金	7百万円	0百万円

※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	52,828百万円	53,935百万円

※3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,006百万円	2,830百万円
危険債権額	51,666百万円	51,461百万円
三月以上延滞債権額	119百万円	1,240百万円
貸出条件緩和債権額	29,977百万円	28,040百万円
合計額	84,771百万円	83,572百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※4 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	8,464百万円	4,816百万円

※5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	975,359百万円	934,531百万円
貸出金	283,925百万円	259,558百万円
計	1,259,284百万円	1,194,089百万円
担保資産に対応する債務		
預金	12,547百万円	24,814百万円
債券貸借取引受入担保金	241,330百万円	233,275百万円
借入金	877,226百万円	797,788百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
その他資産（中央清算機関等差入証拠金）	45,696百万円	45,720百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
保証金	378百万円	372百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

- ※6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	1,022,887百万円	1,032,898百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	909,092百万円	903,275百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※7 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

- ※8 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	47,804百万円	48,308百万円

- ※9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
8,214百万円	7,579百万円

- ※10 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
金銭信託	184百万円	179百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	6,486百万円	2,784百万円
償却債権取立益	132百万円	124百万円
金銭の信託運用益	225百万円	一百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給料・手当	7,626百万円	7,942百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	708百万円	1,721百万円
株式等売却損	349百万円	1,216百万円
貸出金償却	669百万円	871百万円
金銭の信託運用損	0百万円	239百万円
株式等償却	116百万円	2百万円

※4 当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、主として全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

滋賀県内

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
主な用途	—	遊休資産2カ所
種類及び減損損失額		
土地	—	7百万円
建物	—	11百万円
動産	—	0百万円
合計額	—	20百万円

滋賀県外

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
主な用途	営業用資産1カ所	—
種類及び減損損失額		
建物	16百万円	—
動産	7百万円	—
合計額	24百万円	—

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(1) 資産グループの概要

① 遊休資産

店舗・社宅跡地等

② 営業用資産

営業の用に供する資産

③ 共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)

(2) グルーピングの方法

① 遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

② 営業用資産

フルバンク機能を構成する店舗グループ又は店舗単位

③ 共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	53,090	—	—	53,090	
合 計	53,090	—	—	53,090	
自己株式					
普通株式	5,613	0	7	5,606	(注)
合 計	5,613	0	7	5,606	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は譲渡制限付株式の割当による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,899	40.0	2023年3月31日	2023年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	2,374	利益剰余金	50.0	2023年 9月30日	2023年 12月5日

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	53,090	—	—	53,090	
合 計	53,090	—	—	53,090	
自己株式					
普通株式	6,159	1	4	6,156	(注)
合 計	6,159	1	4	6,156	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は譲渡制限付株式の割当による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,877	40.00	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	2,112	利益剰余金	45.00	2024年 9月30日	2024年 12月3日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	1,390,265百万円	986,795百万円
その他預け金	△364百万円	△470百万円
現金及び現金同等物	1,389,900百万円	986,325百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸主側

① リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
リース料債権部分	15,909	17,309
見積残存価額部分	388	399
受取利息相当額 (△)	1,325	1,496
リース投資資産	14,972	16,212

② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額

リース債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年以内	352	423
1年超2年以内	330	379
2年超3年以内	235	251
3年超4年以内	120	159
4年超5年以内	25	70
5年超	1	1

リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年以内	4,929	5,043
1年超2年以内	3,851	4,139
2年超3年以内	3,081	3,398
3年超4年以内	2,282	2,517
4年超5年以内	1,294	1,434
5年超	469	775

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しい金融商品については記載を省略しております。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	1,834,766	1,826,501	△8,264
満期保有目的の債券	66,960	58,695	△8,264
その他有価証券(※1)	1,767,805	1,767,805	—
(2) 貸出金	4,475,442	—	—
貸倒引当金(※2)	△32,315	—	—
	4,443,126	4,403,369	△39,756
資産計	6,277,892	6,229,871	△48,021
(1) 預金	5,803,032	5,803,163	131
(2) 譲渡性預金	25,360	25,361	1
(3) 借入金	882,628	874,896	△7,732
負債計	6,711,021	6,703,422	△7,599
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,999)	(8,999)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(※4)	43,343	43,343	—
デリバティブ取引計	34,344	34,344	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(※4) ヘッジ対象である外国証券の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップであり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 令和4年3月17日）を適用しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	1,817,224	1,807,487	△9,736
満期保有目的の債券	66,961	57,224	△9,736
その他有価証券(※1)	1,750,263	1,750,263	—
(2) 貸出金	4,475,806	—	—
貸倒引当金(※2)	△33,185	—	—
	4,442,620	4,399,859	△42,760
資産計	6,259,845	6,207,347	△52,497
(1) 預金	5,778,087	5,777,125	△961
(2) 譲渡性預金	23,448	23,444	△4
(3) 借入金	802,728	794,678	△8,050
負債計	6,604,264	6,595,248	△9,015
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,299)	(3,299)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	34,983	34,983	—
デリバティブ取引計	31,683	31,683	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の資産「(1)有価証券」中の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
非上場株式(※1)(※2)	4,818	4,766
組合出資金(※3)	17,846	24,787

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について116百万円の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について2百万円の減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	446,036	256,982	—	703,019
社債	—	168,490	8,189	176,680
住宅ローン担保証券	—	124,214	—	124,214
株式	336,710	4,097	—	340,807
その他	123,666	214,670	65,573	403,909
デリバティブ取引				
金利関連	—	44,406	—	44,406
通貨関連	—	4,665	—	4,665
資産計	906,414	817,526	73,762	1,797,703
デリバティブ取引				
金利関連	—	960	—	960
通貨関連	—	13,767	—	13,767
負債計	—	14,727	—	14,727

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,838百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,327百万円であります。

①第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	当期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
5,405	—	35	6,725	—	—	12,165	—

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には運用会社の承諾を要する	1,968
解約申込から払戻まで数か月を要する	869

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	453,361	240,535	—	693,896
社債	—	170,435	7,542	177,977
住宅ローン担保証券	—	121,992	—	121,992
株式	314,690	3,688	—	318,379
その他	131,119	220,797	61,403	413,320
デリバティブ取引				
金利関連	—	38,402	—	38,402
通貨関連	—	5,991	—	5,991
資産計	899,170	801,842	68,946	1,769,960
デリバティブ取引				
金利関連	—	3,366	—	3,366
通貨関連	—	9,344	—	9,344
負債計	—	12,710	—	12,710

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は3,146百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は13,385百万円であります。

①第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当中間連結会計期間の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	中間連結会計期間末残高	当中間連結会計期間の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
12,165	—	102	4,263	—	—	16,532	—

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	当中間連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には運用会社の承諾を要する	1,976
解約申込から払戻まで数か月を要する	1,170

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	58,695	—	—	58,695
貸出金	—	—	4,403,369	4,403,369
資産計	58,695	—	4,403,369	4,462,065
預金	—	5,803,163	—	5,803,163
譲渡性預金	—	25,361	—	25,361
借入金	—	874,896	—	874,896
負債計	—	6,703,422	—	6,703,422

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	57,224	—	—	57,224
貸出金	—	—	4,399,859	4,399,859
資産計	57,224	—	4,399,859	4,457,084
預金	—	5,777,125	—	5,777,125
譲渡性預金	—	23,444	—	23,444
借入金	—	794,678	—	794,678
負債計	—	6,595,248	—	6,595,248

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買い戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いて時価を算定しております。金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年未満）のものは時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年未満）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、債券店頭オプション取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.3%~2.1%	0.4%

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプット の範囲	インプット の加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.3%~1.8%	0.4%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当連結会計年度の損益 又はその他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	連結会計 年度末残高	当連結会計年 度の損益に計 上した額のうち 連結貸借対 照表日において 保有する金融 資産及び負債 の評価損益 (*1)
		損益に計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	11,459	2	△2	△3,269	—	—	8,189	—
外国債券	53,634	4	△1,529	12,379	—	—	64,488	—
その他	—	—	△22	1,107	—	—	1,084	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当中間連結会計期間の損益 又はその他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3の 時価への 振替 (*3)	レベル3の 時価からの 振替 (*4)	中間連結 会計期間末 残高	当中間連結会 計期間の損益 に計上した額 のうち中間連 結貸借対照表 日において保 有する金融資 産及び負債の 評価損益 (*1)
		損益に計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	8,189	0	△12	△635	—	—	7,542	—
外国債券	64,488	2	1,185	△6,596	2,000	△2,000	59,080	—
その他	1,084	—	141	1,097	—	—	2,323	—

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当中間連結会計期間末日に行っております。

(*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当中間連結会計期間末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って事務部門が時価評価モデルを策定しております。リスク管理部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、リスク管理部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率はリスク・フリー・レートやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	66,960	58,695	△8,264
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	66,960	58,695	△8,264
合計		66,960	58,695	△8,264

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	66,961	57,224	△9,736
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	66,961	57,224	△9,736
合計		66,961	57,224	△9,736

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	334,826	93,789	241,036
	債券	229,177	228,113	1,063
	国債	144,568	144,086	482
	地方債	49,358	49,177	180
	社債	35,249	34,849	399
	その他	151,700	145,959	5,740
	小計	715,703	467,863	247,840
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,981	6,310	△329
	債券	774,737	801,439	△26,702
	国債	326,661	344,251	△17,590
	地方債	182,430	184,785	△2,355
	社債	265,645	272,402	△6,756
	その他	271,383	307,230	△35,846
	小計	1,052,101	1,114,980	△62,878
合計		1,767,805	1,582,843	184,961

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	308,919	92,179	216,740
	債券	104,115	103,300	814
	国債	38,976	38,600	375
	地方債	25,688	25,565	123
	社債	39,450	39,134	315
	その他	182,144	174,945	7,198
	小計	595,179	370,425	224,753
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,459	10,121	△661
	債券	889,751	925,348	△35,597
	国債	444,810	469,996	△25,185
	地方債	184,420	186,762	△2,341
	社債	260,519	268,590	△8,070
	その他	255,873	284,329	△28,455
	小計	1,155,084	1,219,798	△64,714
合計		1,750,263	1,590,224	160,038

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は172百万円（全額株式）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2024年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	3,655	3,749	△94	—	△94

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	4,460	4,466	△5	5	△11

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	184,579
その他有価証券	184,673
その他の金銭の信託	△94
(△)繰延税金負債	52,711
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	131,867
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	131,867

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	159,744
その他有価証券	159,750
その他の金銭の信託	△5
(△)繰延税金負債	45,284
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	114,460
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	114,460

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。また、時価の算定方法については、「（金融商品関係）」に記載しております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,742	3,992	△39	△39
	受取変動・支払固定	6,408	5,658	142	142
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	102	102

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,170	3,795	△84	△84
	受取変動・支払固定	5,740	4,937	137	137
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	53	53

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2024年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金 融 商 品 取 引 所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店 頭	通貨スワップ	62,271	47,690	△7,867	△7,867
	為替予約				
	売建	54,789	15	△1,302	△1,302
	買建	9,904	317	97	97
	通貨オプション				
	売建	139,260	111,016	△4,208	△28
	買建	139,260	111,016	4,178	813
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△9,101	△8,287

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間 (2024年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金 融 商 品 取 引 所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店 頭	通貨スワップ	61,182	48,577	△4,057	△4,057
	為替予約				
	売建	36,261	—	711	711
	買建	2,939	335	△30	△30
	通貨オプション				
	売建	85,306	69,436	△4,385	△1,345
	買建	85,306	69,436	4,408	1,865
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△3,353	△2,856

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。また、時価の算定方法については「(金融商品関係)」に記載しております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券（債券）、預金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		373,522	373,522	43,343
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			(注) 2
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		7,000	7,000	
合 計					43,343

(注) 1. ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券（債券）、預金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		408,421	408,421	34,983
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			(注) 2
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		10,000	10,000	
合 計					34,983

(注) 1. ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	58,793	60,493
うち役務取引等収益	9,846	9,836
預金・貸出業務	2,900	2,932
為替業務	1,479	1,598
信託関連業務	69	83
証券関連業務	72	40
代理業務	152	159
保護預り・貸金庫業務	60	57
保証業務	490	439
カード業務	1,626	1,698
投資信託・保険販売業務	2,155	2,103
その他	838	724
うち信託報酬	—	0

上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	22,129	19,057	9,846	7,759	58,793

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	23,666	18,171	9,836	8,818	60,493

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額		10,459円88銭	10,097円91銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	490,887	473,934
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	490,887	473,934
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	46,930	46,933

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益		263円64銭	186円41銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	12,518	8,748
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	12,518	8,748
普通株式の中間期中平均株式数	千株	47,479	46,931

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益並びに算定上の基礎については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当行は、2024年8月23日開催の取締役会において、当行が100%出資する子会社の設立を決議し、2024年10月1日付で株式会社しがぎんキャピタルパートナーズを設立いたしました。

1. 設立の目的

地域の事業会社の株式を取得し、事業の当事者として持続的な成長をともに実現することを目的として株式会社しがぎんキャピタルパートナーズを設立いたしました。

2. 子会社の概要

- (1) 名称 株式会社しがぎんキャピタルパートナーズ
- (2) 所在地 大津市浜町1番38号(当行本店敷地内)
- (3) 資本金 75百万円(当行100%出資)
- (4) 設立年月日 2024年10月1日
- (5) 事業内容
 - ・投資事業有限責任組合の運営・管理業務
 - ・事業会社への投融資業務
 - ・投資対象会社に対するコンサルティング業務
 - ・投資対象会社に対するビジネスマッチング業務
 - ・その他上記に付帯する業務

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,359,939	986,670
コールローン	5,753	4,281
買入金銭債権	1,968	1,427
商品有価証券	459	155
金銭の信託	30,376	30,942
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※7 1,860,529	※1, ※2, ※3, ※5, ※7 1,850,072
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6 4,495,122	※3, ※4, ※5, ※6 4,504,052
外国為替	※3, ※4, ※5 6,193	※3, ※4, ※5 6,322
その他資産	125,738	104,970
その他の資産	※3, ※5 125,738	※3, ※5 104,970
有形固定資産	47,388	46,728
無形固定資産	1,237	1,188
前払年金費用	11,281	13,491
支払承諾見返	※3 29,340	※3 27,443
貸倒引当金	△31,130	△32,132
資産の部合計	7,944,199	7,545,615
負債の部		
預金	※5 5,808,311	※5 5,783,874
譲渡性預金	38,370	35,698
コールマネー	346,092	102,337
債券貸借取引受入担保金	※5 241,330	※5 233,275
借入金	※5 882,398	※5 802,618
外国為替	92	266
信託勘定借	※8 184	※8 179
その他負債	71,692	60,246
未払法人税等	6,797	2,528
資産除去債務	594	594
その他の負債	64,300	57,123
偶発損失引当金	196	242
繰延税金負債	52,429	41,795
再評価に係る繰延税金負債	5,463	5,460
支払承諾	29,340	27,443
負債の部合計	7,475,901	7,093,438

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	23,946	23,954
資本準備金	23,942	23,942
その他資本剰余金	4	11
利益剰余金	258,197	265,292
利益準備金	9,134	9,134
その他利益剰余金	249,062	256,157
固定資産圧縮積立金	422	422
別途積立金	230,893	242,493
繰越利益剰余金	17,746	13,241
自己株式	△16,476	△16,469
株主資本合計	298,744	305,853
その他有価証券評価差額金	131,167	113,755
繰延ヘッジ損益	30,145	24,331
土地再評価差額金	8,240	8,236
評価・換算差額等合計	169,552	146,323
純資産の部合計	468,297	452,177
負債及び純資産の部合計	7,944,199	7,545,615

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	52,918	54,189
資金運用収益	35,510	42,322
(うち貸出金利息)	21,999	23,565
(うち有価証券利息配当金)	11,956	15,650
信託報酬	-	0
役務取引等収益	8,550	8,601
その他業務収益	1,877	218
その他経常収益	※1 6,980	※1 3,046
経常費用	35,285	42,493
資金調達費用	8,853	11,121
(うち預金利息)	961	1,874
役務取引等費用	2,707	2,888
その他業務費用	2,340	3,199
営業経費	※2 19,517	※2 21,351
その他経常費用	※3 1,866	※3 3,933
経常利益	17,633	11,695
特別損失	74	128
固定資産処分損	50	108
減損損失	24	20
税引前中間純利益	17,558	11,566
法人税、住民税及び事業税	4,743	3,260
法人税等調整額	404	△662
法人税等合計	5,148	2,598
中間純利益	12,410	8,968

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	3	23,946	9,134	422	220,593	16,500	246,651	△14,488	289,185
当中間期変動額											
剰余金の配当								△1,899	△1,899		△1,899
別途積立金の積立							10,300	△10,300	-		
中間純利益								12,410	12,410		12,410
自己株式の取得										△2	△2
自己株式の処分			0	0						19	20
土地再評価差額金の取崩								41	41		41
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)											
当中間期変動額合計	-	-	0	0	-	-	10,300	253	10,553	17	10,571
当中間期末残高	33,076	23,942	4	23,946	9,134	422	230,893	16,753	257,204	△14,470	299,757

	評価・換算差額等				純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	107,247	15,599	8,312	131,159	420,344
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,899
別途積立金の積立					
中間純利益					12,410
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					20
土地再評価差額金の取崩					41
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△14,896	22,262	△41	7,324	7,324
当中間期変動額合計	△14,896	22,262	△41	7,324	17,895
当中間期末残高	92,350	37,861	8,270	138,483	438,240

当中間会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	4	23,946	9,134	422	230,893	17,746	258,197	△16,476	298,744
当中間期変動額											
剰余金の配当								△1,877	△1,877		△1,877
別途積立金の積立							11,600	△11,600	-		
中間純利益								8,968	8,968		8,968
自己株式の取得										△6	△6
自己株式の処分			7	7						13	20
土地再評価差額金の取崩								4	4		4
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)											
当中間期変動額合計	-	-	7	7	-	-	11,600	△4,504	7,095	7	7,109
当中間期末残高	33,076	23,942	11	23,954	9,134	422	242,493	13,241	265,292	△16,469	305,853

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	131,167	30,145	8,240	169,552	468,297
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,877
別途積立金の積立					
中間純利益					8,968
自己株式の取得					△6
自己株式の処分					20
土地再評価差額金の取崩					4
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△17,411	△5,814	△4	△23,229	△23,229
当中間期変動額合計	△17,411	△5,814	△4	△23,229	△16,120
当中間期末残高	113,755	24,331	8,236	146,323	452,177

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、(1)と同じ方法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

① 与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

② ①以外の債務者の債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債務者のうち、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）に係る債権については、今後1年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者の債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

※ 将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。このうち、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部署が自己査定結果及び償却・引当の適切性について検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,123百万円（前事業年度末は8,362百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	5,753百万円	5,953百万円
出資金	7百万円	0百万円

※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
52,828百万円	53,935百万円

※3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,762百万円	2,468百万円
危険債権額	51,666百万円	51,461百万円
三月以上延滞債権額	119百万円	1,240百万円
貸出条件緩和債権額	29,975百万円	28,038百万円
合計額	84,524百万円	83,209百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※4 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
8,464百万円	4,816百万円

※5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	975,359百万円	934,531百万円
貸出金	283,925百万円	259,558百万円
計	1,259,284百万円	1,194,089百万円
担保資産に対応する債務		
預金	12,547百万円	24,814百万円
債券貸借取引受入担保金	241,330百万円	233,275百万円
借用金	877,226百万円	797,788百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
その他資産（中央清算機関等差入証拠金）	45,696百万円	45,720百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
保証金	377百万円	372百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

※6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	1,021,410百万円	1,031,893百万円
うち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	907,614百万円	902,270百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	8,214百万円	7,579百万円

※8 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
金銭信託	184百万円	179百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	6,486百万円	2,784百万円
償却債権取立益	132百万円	124百万円
金銭の信託運用益	225百万円	一百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	760百万円	772百万円
無形固定資産	112百万円	68百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	599百万円	1,326百万円
株式等売却損	349百万円	1,216百万円
貸出金償却	667百万円	871百万円
金銭の信託運用損	0百万円	239百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
子会社株式	5,753	5,953
関連会社株式	—	—

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当行は、2024年8月23日開催の取締役会において、当行が100%出資する子会社の設立を決議し、2024年10月1日付で株式会社しがぎんキャピタルパートナーズを設立いたしました。

1. 設立の目的

地域の事業会社の株式を取得し、事業の当事者として持続的な成長をともに実現することを目的として株式会社しがぎんキャピタルパートナーズを設立いたしました。

2. 子会社の概要

- (1) 名称 株式会社しがぎんキャピタルパートナーズ
- (2) 所在地 大津市浜町1番38号(当行本店敷地内)
- (3) 資本金 75百万円(当行100%出資)
- (4) 設立年月日 2024年10月1日
- (5) 事業内容
 - ・投資事業有限責任組合の運営・管理業務
 - ・事業会社への投融資業務
 - ・投資対象会社に対するコンサルティング業務
 - ・投資対象会社に対するビジネスマッチング業務
 - ・その他上記に付帯する業務

4 【その他】

中間配当

2024年11月11日開催の取締役会において、第138期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額	2,112百万円
1株当たりの中間配当金	45円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2024年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月15日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 朋之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河越 弘昭

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月15日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 朋之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河越 弘昭

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第138期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月20日

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 真也

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません。

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)
株式会社滋賀銀行大阪支店
(大阪市北区曽根崎新地1丁目1番49号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取久保田真也は、当行の第138期中間期(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。